

平成22年5月臨時会会議録

平成22年5月17日 月曜日 午前10時00分開会

町 田 義 昭 議 長 鈴 木 武 次 副議長

出席議員（18名）

1番	竹 田 博 一	議員	2番	鈴 木 悟 司	議員
3番	我 妻 昇	議員	4番	大 道 寺 信	議員
5番	谷 口 栄 子	議員	6番	蒲 生 光 男	議員
7番	佐々木 謙 二	議員	8番	安 部 隆	議員
9番	渋 谷 佐 輔	議員	10番	高 橋 孝 夫	議員
11番	大 沼 久	議員	12番	藤 原 民 夫	議員
13番	鈴 木 良 雄	議員	14番	小 関 勝 助	議員
15番	鈴 木 武 次	議員	16番	鈴 木 新 助	議員
17番	蒲 生 吉 夫	議員	18番	町 田 義 昭	議員

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

内 谷 重 治 市 長	新 野 潔 副 市 長
大 滝 昌 利 教 育 長	飯 澤 常 雄 総務課長兼選挙管
平 英 一 財 政 課 長	遠 藤 健 司 理委員会事務局長
松 木 英 司 税 務 課 長	宇津木 正 紀 企 画 調 整 課 長
鈴 木 一 則 管 理 課 長	

事務局職員出席者

松 本 弘 議 会 事 務 局 長	小 関 浩 幸 補 佐
高 橋 由 美 主 任	塚 田 知 広 主 任

議 事 日 程

平成 2 2 年 5 月 1 7 日 月曜日 午前 1 0 時 0 0 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 3 9 号 長井小学校第 3 校舎耐震補強・附帯改修工事（建築工事）請負契約の締結について（質疑、討論、表決）
- 日程第 4 議案第 4 0 号 長井市市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について（ 〃 ）
- 日程第 5 議案第 4 1 号 長井市市税条例の一部を改正する条例の制定について（ 〃 ）
- 日程第 6 議案第 4 2 号 長井市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について（ 〃 ）
- 日程第 7 議案第 4 3 号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（ 〃 ）
- 日程第 8 議案第 4 4 号 平成 2 2 年度長井市一般会計補正予算第 2 号（ 〃 ）

本日の会議に付した事件

十 議事日程に同じ

+

開 会

○町田義昭議長 おはようございます。
ただいまから平成22年第2回長井市議会臨時会を開会いたします。

開 議

○町田義昭議長 これより本日の会議を開きます。
本日の会議に欠席の通告議員はございません。
よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。
本日の会議は、配付しております議事日程をもって進めます。
なお、この日程につきましては、先ほど開催されました議会運営委員会にお諮りし、内定を見ておりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○町田義昭議長 日程第1、会議録署名議員の指名であります。会議規則第81条の規定により、ご指名いたします。
6番 蒲 生 光 男 議員
7番 佐々木 謙 二 議員
8番 安 部 隆 議員
以上、3名の方をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○町田義昭議長 次に、日程第2、会期の決定であります。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご異議なしと認めます。
よって、そのように決定いたしました。

委員会付託の省略について

○町田義昭議長 お諮りいたします。

これより上程いたします議案は、委員会付託を省略し、全員でご審議願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご異議なしと認めます。
よって、そのように決定いたしました。

+

日程第3 議案第39号 長井小学校第3校舎耐震補強・附帯改修工事(建築工事)請負契約の締結について外5件

○町田義昭議長 それでは、日程第3、議案第39号 長井小学校第3校舎耐震補強・附帯改修工事(建築工事)請負契約の締結についてから日程第8、議案第44号 平成22年度長井市一般会計補正予算第2号までの6件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○内谷重治市長 おはようございます。

議案第39号 長井小学校第3校舎耐震補強・附帯改修工事（建築工事）請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

本案は、去る4月16日に執行いたしました入札の結果に基づき、請負代金2億7,825万円をもって那須建設株式会社代表取締役社長、那須正と工事請負契約を締結いたしました。長井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、ご提案申し上げます。

次に、議案第40号 長井市市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、平成22年3月議会の事件撤回請求に関し、市長及び副市長の監督責任により、本年6月の給与を5%減額するため、ご提案申し上げます。

なお、一般職につきましては、当時の勤労センター所長が戒告、商工観光課長が文書訓告、指定管理者選定委員会の選定委員である教育長及び関係課長が嚴重注意の処分といたしたところでございます。

議案第41号 長井市市税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、支え合う社会の実現に必要な財源を確保するとともに、経済・社会の構造変化に対応し、地域主権を確立するための税制を構築する観点から、個人住民税における扶養控除の見直し、地方のたばこ税の税率の引き上げなどの措置を講じた平成22年度の地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正をいたすものでございます。

改正の主な内容でございますが、個人市民税につきましては、まず、給与の支払いを受ける者等の扶養親族に関する事項を記載した申告書の提出を義務化するほか、65歳未満の者の公的年金所得に係る所得割額の徴収方法を見直し、

給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して、給与から特別徴収の方法により徴収することができるようにするなど、所要の措置を講ずるものでございます。

また、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を創設し、平成24年から平成26年までの間に金融取引業者等を経由して税務署長に届け出た口座内の上場株式等の配当所得及び譲渡所得については、当該口座を開設した日の属する年の1月1日から10年以内に限り非課税とするなど、金融税制について所要の措置を講ずるものでございます。

次に、市たばこ税についてでございますが、健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって税率を引き上げていく必要があり、平成22年度においては、市たばこ税の税率を旧3級品以外の製造たばこについては、1,000本につき3,298円から4,618円に、旧3級品のたばこについては、1,000本につき1,564円から2,190円にそれぞれ引き上げるなど、所要の措置を講ずるものでございます。

次に、議案第42号 長井市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の改正に伴い、所要の改正をいたすものでございます。

改正の内容でございますが、関係法令の改正等に伴い、条項及び字句の整備をいたすものでございます。

議案第43号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の改正に伴い、所要の改正をいたすものでございます。

改正の主な内容でございますが、中低所得者の負担軽減のため、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を47万円から50万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を12

万円から13万円に引き上げるほか、国民健康保険の被保険者が、非自発的な理由により離職した一定の者である場合において、在職中の保険料負担と比較して過重とならないよう、非自発的失業者に対する軽減措置を創設するなど、所要の措置を講ずるものでございます。

次に、議案第44号 平成22年度長井市一般会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に43万4,000円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ108億1,882万5,000円といたすものでございます。

このたびの補正は、中国の友好都市、双鴨山市からの訪問団の歓迎事業費として43万4,000円を追加いたすものでございます。また、これらの補正の財源といたしまして、繰越金43万4,000円を計上いたすものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○町田義昭議長 提案者の説明が終わりました。

ここでご報告いたします。

山形新聞記者よりパソコン、カメラの持ち込みの許可申請があり、許可いたしましたので、ご承知おきいただきたいと思います。

これより1件ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、日程第3、議案第39号 長井小学校第3校舎耐震補強・附帯改修工事（建築工事）請負契約の締結についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

8番、安部 隆議員。

○8番 安部 隆議員 議長に初めにお願いしたいんですけども、全員での協議でありますので、一問一答形式で質問させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○町田義昭議長 要望がありましたので、一問一答形式で行ってください。

○8番 安部 隆議員 議案第39号についてお伺

いをしたいと思います。

この契約の内容につきましては、ただいま提案がありましたように、あと総務・文教常任委員会協議会の資料等をいただいておりますので、その中で若干お聞きをしたいと思います。

市の契約規則の中では、2億7,970万円ですか、この予定額に対しまして、先ほど説明がありましたように2億7,825万円ということで締結をしたと。これは適切なものだというふうに私も思います。そういうふうなことの中で、類似する工事等が資料等にありまして、機械設備工事関係と電気設備工事関係ということで分かれて説明があります。これは一応長井市は1億5,000万円以上でないと私たちの議会の議決は要りませんが、長井市の契約の規則というところで照らし合わせていきますと、若干疑問といたしますか、なぜこうなったのかなというふうなところがありまして、その辺について伺いたいというふうに思います。

初めに、この3つの工事の業者の選定を含めた内容についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それじゃあ管理課長、お願いします。

○町田義昭議長 鈴木一則管理課長。

○鈴木一則管理課長 おはようございます。安部議員の質問にお答えをいたします。

長井市の今現在のいわゆる競争入札に関しましては、一昨年より指名競争入札から一般競争入札制度で発注を行っているという状況でございます。このことから、3月の16日にいわゆる一般競争入札の公告をそれぞれの工事につきまして行っておるところでございます。

その工事に関する参加者でございますけれども、長井市の契約に関する規則第21条第3項に規定する指名競争入札参加者の登録簿に登録されている者であること、さらに長井市内に本店を有するもの、または長井市内に支店を有し、当該支店において契約締結の権限を有する代理人を

置くものであることということでございます。

また、それぞれ長井市建設工事請負業者選定要綱でございますが、毎年2カ年ごとの選定要綱に基づいて、各業種ごとのいわゆる「ランク表」というのをつけてございます。これは受注金額につきましてA、B、Cランク、工事によってはA、Bランクというふうなこともございますけれども、そのようなことで等級づけ、格付をしたもののうち、それぞれ電気工事についてはAの等級、機械設備工事につきましてもAの等級、それから建築工事につきましてもAの等級というようなことで選定をしたところでございます。そのようなことでございます。

それに基づいて一般競争入札参加資格につきまして、入札の参加を希望する方につきましては申請をいただいて、その必要書類を確認をした段階で参加資格があるというようなことで条件付き一般競争入札に付して入札を行ったものでございます。

十 （「何社から出た、各工事ごと」の声あり）

○鈴木一則管理課長 各工事の入札参加資格確認申請書を提出し、さらにそれに基づいて問題がないというようなことで許可証を発行したのについては、建築工事は8社、機械設備工事は4社、電気設備工事は1社でございます。

○町田義昭議長 8番、安部 隆議員。

○8番 安部 隆議員 ただいま答弁いただきました。建設工事は8社、そして機械設備関係は4社、そして電気工事1社ということで、管理課長が答えられた中にありましたように、長井市は今までは指名競争入札をメインとしてこれまで入札方法をやってきた。それを一般競争入札に変えたということ、今答弁にありましたが、実質的には工事参加申し込み業者というようなことでありますので、やはり指名競争入札に近いものだなというふうに私は感じたところであります。

そうした中において、3つの事業内容、事業

というか工事内容の中で、最後にあります電気工事関係が1社ということは、一般競争入札にも指名競争入札にもこれは当てはまっていないんじゃないですか。これは随意契約になるんじゃないですか。長井市の規則からいきますと、1社しかいないということは随意契約に付したと。この中身はどういった過程でこういうふうになられたのか。これは1,000万円以上ですから審査委員会を多分開いていると思うんですけども、1,000万円以上は副市長が委員長、以下は財政課長が委員長として多分これ審議をされていると思いますけれども、随意契約になられた趣旨というものはどういう経過だったのか、その辺、管理課長含めて答弁をお願いしたいと思います。

○町田義昭議長 鈴木一則管理課長。

○鈴木一則管理課長 お答えを申し上げます。

随意契約という形ではございません。あくまで一般競争入札でございまして、指名審査会を経ておりません。あくまでも、先ほど申し上げましたように、長井市建設工事請負業者選定要綱に基づく等級に格付されたものに関しまして、Aランクの方々に一般競争入札に参加資格があると。

（「一般競争入札の流れを教えてもらわないと、指名と一般の違いがわかんないからそれを説明して」の声あり）

○鈴木一則管理課長 わかりました。

一般競争入札につきましては、先ほど申し上げましたように……。

（「資格を有するのが建設と設備と電気何社あるかということ、それを言って。言わないと誤解を招く」の声あり）

○鈴木一則管理課長 はい、わかりました。

それでは先ほどランクづけをしたものにつきまして、発注の工事ごとのAランクに該当した数を申し上げたいと思います。

建築工事は9社でございます。それから今回

機械設備工事につきましては管工事でございますので10社、電気設備工事は3社、Aランクに格付された業者がおられました。この方につきましては、今回の実施要綱に基づいて参加の資格があるというふうに私どもはとらえて、一般競争入札の手法を用いたところでございます。

なお、指名競争入札の場合は、250万円以上の工事につきまして指名審査会を経てということになりますので、いわゆる審査会を経て指名競争入札ということではなく、あくまでも基本は長井市として一般競争入札によって250万円の工事を行うというような方針で今現在進んでおりますので、その中で参加資格があった方々について、入札をしていただくというふうなことでございますので、随意契約という形ではございません。

○町田義昭議長 8番、安部 隆議員。

○8番 安部 隆議員 説明というか答弁は、ある程度まで理解、私もします。そして本体工事と機械設備については、これは確かに3社以上の業者が参加して入札されていると。これは理解しなければならぬし、適正なものだというふうに思いますけれども、電気工事の1社になられたということは、あくまでも市の規則から申し上げましても、これ地方自治法からいっても、先ほど答弁にあるように、一般競争入札が地方自治法ではベターなんです。そして指名競争入札っていうのは自治体の都合によってそれに付さないものを指名競争入札、そして指名競争入札にも付さないものについては随意契約だと。その違いはやはり競争するかしらないかのところなんです。ですからAランクが3社あって1社しか出なかったといった場合には、もう既に指名競争入札から外れてんだと私は思うんですよ。これ随意契約なんです。だから随意契約にした中身っていうのは審査会の中で話されたんですかと、私は規則の中でかければそういう運びになるんじゃないですかということなんで

す。何であえて3社が入らなかったと。

今こういう時代で、業者の方々いろいろ工事等々についてすべて入りたいというふうに思ってるんですよ。ですからAランクとB、Cというその差もいろいろあるだろうけども、もう一つは、この工事が本当にAランクに属してBランクでは受けられなかったのか。そういったところまでも私はその審査会等々で話をするのが筋じゃないかなと。そういうふうには思うんですけども、その長井市の規則に照らし合わせてもどうもここが合点がいけないのです。ですから、審査している財政課長を長とした審査会やってるんですかと。随意契約ですよ、これは。あなた方は確かに指名競争入札の形はとってますよ。これは随意契約になってますよ。地方自治法から見てもこれ随意契約ですよ。ですからその辺の整理はどうですかと。お願いします。

○町田義昭議長 どなたですか。

○8番 安部 隆議員 市長に。

○町田義昭議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

私も結果を聞いて非常に不適切じゃないかというような話は担当課といたしました。

まず、最初から申し上げますと、これ審査委員会っていうのはないんですよ。これ一般競争入札なものですから、結局条件に合わせて、いわゆる競争入札が適正にされるかどうかと。最低でも3社以上その資格を有する会社があれば大丈夫だということで、先ほどありましたように建築については10社、うち8社が参加したと。あと機械設備については10社で4社、それから電気は3社あったんですよ。それで一般競争入札で公告して、その参加資格の申し込みをするわけですね。前回、第2校舎が平成13年に行われておりまして、この際は電気については7社の指名競争入札だったと。これは当時、大竹電気さんとコロナ電工さん、それからユークン工業さん、遠藤電工さん。このうちコロナ電工さ

+

んは廃業されましたので、この今上げた4社のうち3社が今回資格があったんですよ。そのほかに東北電化工業株式会社長井営業所、株式会社ユアテック長井営業所、それから配電工業株式会社長井営業所。先ほど管理課長が申し上げましたように、条件付きの一般競争入札というのは、長井に本社か支社がないとだめだと。入札に参加できる資格を持ってる人間が常駐してないとだめだということで、営業所は入らないんです。ただし、平成13年のときは一般競争入札でありませんでしたので、結局、東北電化工業とかユアテックとかは大手なわけですね、配電工業とか。結局そのときも結果としても大竹電気さんがとったようですが、それと同じ条件を今回課してるんです、この3社に対して。電気工事に参加の資格がある業者さんはランクがA以上だと、金額から。これはもう決まっているわけですね、条例で。幾ら以上はAだとかBだとか、そういうふうに決まってるんで、結果として今回は入札が行われて入ったんですよ。大竹さんがとった。しかし今回は、同じように7社のうち今現在6社しかありませんね、1社廃業しましたんで。ほかの3社は営業所ですから入れないということで、同じように3社が資格があるだろうということだったんですが、結果として安部議員おっしゃるように1社しか参加しなかったと。そこが不思議だったんですね。

それで、1社しかなかったらなぜ中止しなかったんだというふうに注意したわけですね。そしたら、結局公告する段階で、1社の場合はこれは入札を停止しますという条件を入れなきゃいけないんです。それをに入れてなかったと。通常は入れないんですね、そういうことはあり得ないもんですから。ところがそれ入れてなかったもんですから、1社でも入札に来られた場合、せざるを得ないと。ですから、地方自治法上どうのこうの問題は全くないんです。結局、前

回と同じような条件にしたのになぜユーケンさんと遠藤電気さんが入らなかったのかと、その部分がわからなかったということです。

ですから、随意契約でもないし、いわゆる指名審査委員会で3社を選んだんではないんです。一般競争入札っていうのは、例えば入札に参加するしないは自由ですから指名もしません。それで3社は資格あるんですが、結局1社しか応じてこなかったと。それで、本来であれば1社であれば普通は入札は中止するんでしょうけども、そういう条項をあらかじめ、前回と同様にしたもんですから、想定してなくて入れてなかった。ですから、結果としては入札をせざるを得ないということになって、1社による入札という変則的な、非常に残念な結果だったということで、これはいたし方ないと。

ですから、今後については、もう二度とこういうことがないように、これから来年以降も工事がありますので、十分に配慮して検討して慎重に行わなきゃいけないと、そのように考えているところでございます。以上でございます。

○町田義昭議長 8番、安部 隆議員。

○8番 安部 隆議員 確かに指名競争入札ではありませんから、審査会には付してないと。ただ、市長が最後に言ったように、今後はこういってことがないようにというふうなこと、これはあれですけども、初めから長井市の規則を遵守していれば、こうしたことはないんじゃないかなというふうに私は思うんです。1社になったためかわかりませんが、そしてこの契約金額が予定金額に対しまして99.6%という非常に高い入札金額率なんですね。入札率が高いんですね。

(「落札率」の声あり)

○8番 安部 隆議員 落札だな、落札だ。

ですから、私はその辺がどうも規則に照らし合わせても、何かここがうまく晴れないんですよ。だから随意契約なんです、こういう形は。

もう随意契約なんですよ。

(「それは随意契約じゃない」「安部さんだけが思ってる」の声あり)

○8番 安部 隆議員 私だけが思っているかもしれないんですけども。でも本当に、こういった入札問題はいろいろ全国の自治体の中で毎年毎年話題が出てくるところでありますので、改めるという言葉も非常に重要な言葉でありますし、こうした質疑というようなものも、そういったところを促すというようなことで、抑止力という、一種の抑止ではございませんけども、法的なものをきちっと守っていただければ……。

○内谷重治市長 全然意思働いてないですよ、私の意思是。

○8番 安部 隆議員 それと……。

○内谷重治市長 私は指名したいですよ、逆に。

○8番 安部 隆議員 だから市長、Bランクで何でだめなのかという質問あるんですよ、また別だけど。Bランクで何でだめだったのかと。Bランクに落とせば何社かふえたんじゃないかなというふうに思いますけど、その辺については、管理課長。

○町田義昭議長 鈴木一則管理課長。

○鈴木一則管理課長 お答えいたします。

先ほど来申し上げております建設工事の契約選定要綱では、いわゆるBランク、Aランクの格付についても、金額に基づいて区分けをしております。ですので、いわゆる工事価格がこれに満たないためにBランクについては一般競争入札として入らないというようなことになりました。ですので、Bランクも入れようとする、いわゆる一般競争入札ではなく、指名競争入札に置きかえてしなければならないということになります。

○町田義昭議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 指名されてないですが、申しわけございません。

やはりちょっと誤解を招くもんですから、私

は非常に残念な結果で、実はかなり怒りました。何だ。こんなもん、本当、安部議員おっしゃるように随契みたいになってしまった。何でこうなったんだと怒りました。しかし、いろんなあれで適正なやり方をしてるんです。結果としてほかの2社が、前回同じような条件で参加してるのに、なぜ今回は同じような条件なのに参加しないのか不思議でしょうがありません。それらについて、ちょっとやはり一般競争入札っていうのは国からあるいは県からの指導に基づいて、大体県内の13市はすべてやっております。町とか村はまだ指名競争入札なんです。その辺の状況について、副市長の方からも審査の、指名の場合の委員長をしておりますので、ちょっと答弁させていただいてよろしいですか。

(「落札率も高いので」の声あり)

○内谷重治市長 じゃあその辺も含めてお願いします。

○町田義昭議長 新野 潔副市長。

○新野 潔副市長 お答えします。

最終的に1社になった場合にどうするかということですが、これまで指名競争入札であっても、辞退者が多くて最終的に1社になった場合でもこれは入札をいたします。それから今回のような場合も、一般競争入札であっても1社入札というのは法律的にも有効だというふうになっておりまして、たださっき市長が言いましたように、公告の中にちゃんときちっと書いてあれば中止するということも可能ですけども、一般的に県の方にも問い合わせしましたけども、やはり1社の入札でも成立するというので、一般的には行われているということでございます。その辺はもう競争に一たん付したわけですので、競争が行われるという前提でやっておりますから、結果的にそうなったとしてもやっぱり実施してそれが成立するというふうになっているというふうに考えております。

○町田義昭議長 8番、安部 隆議員。

+

○8番 安部 隆議員 公告に入れなかったというようなことが、行政の一つのミスといえばミスかもしれませんが、そういったことはもう百も承知で多分いらっしゃると、百も承知だったのじゃないかなというふうに思いますよ。

○内谷重治市長 そうではないよ、本当に。それはない。議長。

○8番 安部 隆議員 いやいや、ちょっとちょっと。

○町田義昭議長 安部議員が発言しておりますので……。

○内谷重治市長 でもそれはちょっとないですよ。議長。

○8番 安部 隆議員 いや、ちょっと市長、それより……。

○内谷重治市長 いや、それはないですよ。だっていかにも私が指示したように……。

(「発言するなら議長の許可をもらってしてください」の声あり)

+ ○町田義昭議長 安部議員が質問を終了した時点で受けますから。

○8番 安部 隆議員 私は市長が指示とかなんとかというものでなくて、規則というものをなっていれば、その県からの指導等もあつたりすることが行政の課長さんはすべて熟知しているものじゃないかなというふうに私はこれ常識的に感じたところです。市長もこれから改めてそういったところは見直していくというようなこともこれは理解をするわけですが、業者が辞退したというふうなところは業者の都合上があつたというふうに思いますけども、やはりこの工事の3つの内容の中では2つは適正で、1つは何でこうなったのかなというふうなことが非常に私も疑問でありました。そしていろいろ資料等を見ますと、やはりこれは先ほど言ったように私の判断ではこれは随意契約になったのかなど。随意契約になった場合は、そうした審査会なり、審査に顔を出している課長、副市

長含めたそういった指導も仰ぎながら進めれば、こうしたことはなかったんじゃないかなというふうに私は感じるんですね。ですからこうしてお聞きをしているところであります。

市長は今後こういったことのないようにというふうにみずからおっしゃられたわけでありますので、その辺を了解したいというふうに思います。

課長さんも、特に管理課長は建設課長をやられてきたわけですから、その辺も重々ご承知というふうに思っておりますけども、そういうふうなことで今後十二分にそういったことも加味しながら注意していただきたいというふうに思います。以上です。

○町田義昭議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 ぜひお願いしたいんですが、私が意図したとかというのは削除していただきたい。いかにも私が指示して1社がとれるような、そういうふうな工作をしたようにとられるというのは大変心外だなと、そのように思っておりますので、それは安部議員、ぜひ訂正をしていただきたいというふうに思います。

なお、議員おっしゃるように、結果としてこうなつたとしてもやっぱりかなり反省しなきゃいけない部分があります。

あと1級の電気工事の資格者じゃなくて2級でなぜ悪いんだというようなお話もあつたんですが、やはり小学校で子供たちがそこで朝から夕方まで学ぶ場でございますので、前回も1級ということでやっております。今回2級にするむしろ理由がないと。ですから、そういう1級の有資格者の持っている会社の優秀な技術でやっぱり小学校は建築すべきだというふうに思いますので、やっぱり2級も入れたらいいんじゃないかっていうのは私はできないというふうに思います。そして、そもそも前回も同じような条件でほかの2社は入ってたんです。なぜ今回入らないのか逆に不思議だなということで、そ

の辺も含めて非常に反省しておりますので、今後は十分に検討して、二度とこういったことがないように注意いたしますので、よろしく願いしたいと思います。

○町田義昭議長 8番、安部 隆議員。

○8番 安部 隆議員 あと業者の1級、2級っていうのは、市長、専門家かわかりませんが、2級が1級から見るとさも劣るような話は、それはちょっとおかしいんじゃないですか。2級もちゃんとした基準の中で取得して業者やってるんですから、そんなに技術的な差は私はないというふうに思いますよ。そういったことは私は余り発言しない方がいいと思います。なぜ2級にできなかったのかと。それは高度な技術を持ったところというようなことで、これ多分2級も1級もそんなに変わらないんですよ、技術的なもの、資格的なものは。あとは設備とかいろんなさっき言ったようにランクづけとなれば、実績とかいろいろなこうあると思いますけども。ですから、さもそういった業者間の劣る劣らないところというのは、やっぱり言及は控えた方がいいと私はつけ加えて聞きたいと思えます。

○町田義昭議長 安部議員に申し上げます。

市長の言葉の反論と意見ということじゃなくて、あくまでも議案に対しての質問をなさっていただくようお願いいたします。

○町田義昭議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 安部議員がおっしゃるのは、一般的によく理解できるんですが、しかし公共事業の資格というのは厳正でなければならない。1級資格を持っているところと2級の資格者しかいないところでは全く技術力が違うわけですから。そのために国家試験、国家資格があるわけですので、公共事業については厳格にこれは1級の資格を持った、やっぱり有する技術者を持った会社ということは、これは電気に限らず、土木でも建築でもすべてに通ずるものだとい

ふうに思っております、これはご理解をいただきたいと思えます。

やはり民間の場合ですとその施工主の意向によって1級じゃなくても2級でいいよということはもちろんあるわけですが、我々は税金でこれを建築させていただいているわけですから、確かな技術とその後のいわゆる義務っていいますか、保証も課せられているわけでございますので、そういった意味では、資格についてはぜひご理解をいただきたいなというふうに思えます。

○町田義昭議長 8番、安部 隆議員。

○8番 安部 隆議員 今質疑させていただきまして、私の疑問も相当晴れましたので、ひとつ今後ともそうしたことで適正な入札を実施していただくよう、これをお願い申し上げまして、以上で質問を終わらせていただきたいと思います。

○町田義昭議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 私はあんまり晴れてないんですけども、資料いただいたのでは一般競争入札の参加要件のところいただいたんですね。その中の入札参加者の資格の(6)の1のところ、「1級電気施工管理技術者または同等以上の資格を有すること」というふうになってるんですね。これに2社は該当しなかったんじゃないんでしょうかね。管理課長、どうですか。1社しか該当しなかったんじゃないでしょうか。だから札入れに参加できなかったということ、そういう理解の仕方を私はしたんですけども、いかがでしょうか。

○町田義昭議長 鈴木一則管理課長。

済みません、前の方でお願いします。

○鈴木一則管理課長 失礼いたしました。

私も「同等以上」というような部分で調べさせていただきましたが、実際的に1級管理技術者に該当する部分でいう国家資格というふうな部分では、いわゆる一般で言う一種、二種の電

気工事士等がありますが、それは該当しないというようなことでもございました。いわゆる1級電気施工管理技術者、いわゆる技術士につきまして、同等以上の資格というふうになる部分につきましては、ここら辺の方々ではお持ちの部分が多かったというようなことだというふうに理解しております。

○町田義昭議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 要するにAランクが3社来たというふうに言っていますが、結果は札入れする資格あるのは1社しかなかったんだと思いますね、今の答弁のとおりだと。要するに、市内に今私が言った1級電気施工管理技術者の資格を持っている企業団体が1社しかなかったんだと思います。そういう理解の仕方では間違いないですね、すると。

○町田義昭議長 鈴木一則管理課長。

○鈴木一則管理課長 お答えいたします。

前回13年度の第2校舎のときに、実際に同じ条件を付して入札を参加いただいた中に、今回のAランクで参加いただいた2社も含まれていたということは、つまりはその技術者をお持ちで入っていられたというふうに私どもも思っております、それで進めてきたという経過がございます。

(「それが間違っていたわけだね」の声あり)

○鈴木一則管理課長 はい。ただし、あくまでも入札参加の資格申請書を出していただいたところが1社しかなかったということですので、あくまでも憶測でございますが、そこに公告の内容の(6)に該当する部分をお持ちの方が1社しかなかったというふうに、結果的には理解をせざるを得ないというふうに思います。

○町田義昭議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 後ろの方に書いてある「同等以上の資格を有する」というのは、その同等というのはどこに該当しますか。ほかにもありますね。今、電気工事士のところは該当し

ないというふうに言っていましたね。電験っていうのがありますね。電験一種、二種っていう、三種までであると思います。例えば工業高校の電気科長さん、科長さんを務める人は電験一種の資格を持ってないと多分できないんだと思いますね。理論的に言ってもそうだと思います。何で分けてるかというのがありますけども、この部分は多分何ボルトっていうボルテージでランク分けを多分してるんだと思いますね。入札についてはここは金額の多寡によって分けてるようですけども、ここで言う「同等以上の資格」というのは、何に該当するのか。電気工事関係の管理資格を持っているような、そのほかの資格があるのかないのか。ないとすればまた同じAランクの人に呼びかけたとしたって、この条件をクリアできるのは1社しかないわけですから、毎回競争がなくなるっていうことになりますね。そのやり方ではやっぱりぐあいが悪いんだと私は思いますけども、ここについてどんなふうに考えますでしょうか。

○町田義昭議長 鈴木一則管理課長。

○鈴木一則管理課長 お答えいたします。

同等以上の資格を有するというふうな部分でいきますと技術士、技術士法の中での技術部門の電気・電子部門と総合技術部門のものに資格を有する者が同等以上の資格を有するというところで、合格した、そういうふうな部分の方を国土交通大臣が認定した者というふうに限定されております。非常にちょっとわかりづらくて私もよく、詳しくはあれなんですけども、いわゆる一般建設業の中でお持ちの部分の中では特に余り関連のない部分かなというふうに、蒲生議員おっしゃるように、いわゆる電験の、長の方々とか、そういうふうな特殊な職務についての方々がやはりお持ちの部分かなというふうに思いますので、一般建設業の部分では、いわゆる1級、2級の施工管理技士、それから一種、二種の電気工事士というふうなところが一般的な

のかなというふうに思っております。

ですので、ご指摘のように今後も1級の施工管理技士を国家資格でございまして取得をいただかないと、同じような形で、同じ条件に付した場合にやはりお持ちの1社しかいわゆる申し込みがないという形は当然出てくるというふうに思います。

○町田義昭議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 今の管理課長の答弁の仕方だと、同じ条件で市内に、要するに営業所だけじゃなくって工事できるいわゆる企業を有してるところに一般競争入札だよというふうにしてAランクに声をかけますね。するとやっぱり競争にならないってことになるんじゃないでしょうか。これじゃ解決にならないんですよ。安部議員がいろいろ言ってたけれども、整理して言うとなんかそういうふうになるんじゃないですか。だったら一般競争入札がいわゆる競争の原理が働くようにするにはどうするかという結論がなければ、これ競争にならないんだと思いますね。そこをどういうふうにしますか。

例えば、私は2級でもいいなんてことは思っていない、やっぱり1級が必要だと思います。

○町田義昭議長 鈴木一則管理課長。

○鈴木一則管理課長 お答えいたします。

方法は二、三ございます。というのは、実際的に1社しかない中でわかっていながら一般競争入札をするわけいきませんので、当然ながらこれを一般競争入札の要綱が今現在、市内のいわゆる登録業者の中での等級格付別の形で行っておりますが、こちらを1つは地域要件を拡大して、いわゆる置賜とか県内とか、そういうふうに広範囲に参加をさせるというふうな形の方法が1つございます。

それからもう一つは、先ほど安部議員のときにも申し上げましたが、いわゆる一般競争入札ではなくて指名競争入札によって、市内にも営業所、代表権をお持ちでなくて決裁権がないた

めに今回の一般競争入札には入れないというふうな方の営業所が2社ございますので、そちらなども含めたいいわゆる指名競争入札による指名といいますか、いわゆる指名審査会を開催し、指名者を選定いたしまして、入札にかけるといふような方法があると思いますが、前者の地域要件の拡大については、県内についてそのランクづけというのが非常に、どこにするかという広範囲な部分がございます、相当やっぱり困難な部分がございます。県が行っているようなランクづけ、いわゆる経営診断審査など、それから地域貢献度とか、それから技術者の確保している状況とか、それからいわゆる工事の評価とか、さまざまな要素が入ってくる中で、ランクをどういうふうにしていくかという、相当困難な部分がございますので、当面その部分については今後の検討ということになりますが、当面のやっぱり市内で入札を公正かつ公明な入札をかけるということになりますと、2番目に申し上げました指名競争入札によって執行するというのが一番現在のところの判断としてはそれが一番ベターではないかというふうな感じをしております。

○町田義昭議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 地域を拡大するか、もしくは指名をするかという方法しかなくなるんですよ。しかし、この条件をクリアするには市内には1社しかないんですね。

(「結果としては」の声あり)

○17番 蒲生吉夫議員 結果として1社しかないんですね。私も電気工事やってる人にちょっと話を聞いてきたんですよ。こういう資格っていうのはどれくらい面倒なものかということで、逆にこれ受験資格のところを私コピーしてきたんですけども、仕事一般にしてる人は経験年数が必要ですし、2級取って何年かたたないと1級の受験資格が出ないとか、結構頭が固くなるころに取らなきゃいけない資格だと思います。

+

4年制の電気関係の大学を卒業した者であればいきなり受験できるみたいな仕掛けにもなっているようですね。「だったらあなたは取らなかったのか」というふうに聞いたんですよ。資格が出たときに、こういうふうな試験を受けるとまず2級は取れるぞということで、2級は取って見たと。けども仕事に支障なかったから1級は取らなかったというようなことなんですね。だから、例えば前からこれがわかっていて、こういう資格者がいないと入札に参加もできないぞということであつたら、私はやっぱりそれなりのことを市内の業者の中に示していくべきでないのかなと思ってるんですね。これがわかって、札入れできないとわかったのが来てからなわけでしょ。それではやっぱりぐあいが悪いと思うんですね。

今後のこととして、2つの方法の提示ありましたが、私は今、こういう工事をする事業者っていうのがどんどん小さくなってますよ、仕事がないですから。市内の業者も米沢の方で仕事をしているとか、そういう人も結構います。その意味ではこれから改めて1級の資格を取って入札に参加されるようにしていこうかなんていうふうに考えると、私は逆に少ないのでないかなというふうに思いますけれども、やっぱり公共的な事業はそれなりの技術的なものをクリアしなければならないというふうに思います。

もう一つ確認しておきたいのは、「同等以上の資格」というのは何があるのかっていうのが私わかりません、ここの部分はね。これ持っていないとだめだというふうになればそれになると思います。私はこの資格のレベルでいきますと、例えば大きな工場で6,500ボルトぐらいのボルテージを扱っている配電盤と読むんでしょうか、扱っているところがありますね。そういうところはそういう資格者を置いておかなきゃいけないんですよ。レベル的にいうと私は、理論的な

レベルだけでいけば電験の二種あたりとこの1級あたりが同等のレベルぐらいかなと、素人判断ですけども。電験資格っていうのは結構大変なんですよ。だから、何と同等なのかっていうあたりが整理されないと、こういう書き方は誤解を招くというふうに私は思います。なので、例えば何の資格、何の資格、これがあれば参加できると、こういうふうにしていかないと私は都合悪いのではないかとというふうに思います。その整理をいただければと思います。

○町田義昭議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 蒲生議員のただいま貴重なご意見いただきましたので、これをしっかりと生かして、今後は適正な入札に努めたいと思います。

なお、本当に今回は弁解のようになってしまっているんですが、結果論でございます。やはり役所は踏襲主義っていいですか、前回の平成13年のときの同じ条件で大丈夫だろうと。しかし違っていたのは、前回は指名競争入札ですから、入札する際に資格審査しないんですね。ですからだれでもが指名受けたところは札を入れられるんです。落札したところが最終的に資格をきちんと出さなきゃいけないということなんです。今回は一般競争入札ですと、応募するときにもう既に資格の審査を受けなきゃいけないと。それで結果としてどういうわけか2社が入ってこなかったと。じゃあ前回は何だったんだということになるわけですが、過去のことはしようがないと。ですから結果として1社になってしまったという、非常に残念な結果だったんですが、大いに反省して、今後は蒲生議員、それから安部議員からいただいたご意見をきちっと検討して、適正な入札に努めますので、よろしく願いいたします。

○町田義昭議長 1番、竹田博一議員。

○1番 竹田博一議員 総務・文教協議会の方でも私、質問いたしましたけども、改めて質問させていただきます。

市長が1級でなきゃだめだと。2級ではだめだというお話でしたけども、国の基準では3,000万円未満の金額では2級でも大丈夫なんです。何で1級じゃないとだめだと言うのかちょっとわかりません。じゃあこの国の基準というのは何ですか。何のために決めてるのですか。そして前回2社も入札しましたが、今回はなぜしないかわからないというようにお話でしたけども、1級の資格者は何か話によりますとかけ持ちできないそうであります。ほかの現場に入札になるともうかけ持ちできないので、入札を断念せざるを得なかったんでないかというふうに推察されます。

だから、国の基準が2級でも大丈夫なのに、何で1級でなきゃだめだという、そこをご説明をいただきたいというふうに思います。

○町田義昭議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

確かに竹田議員がおっしゃるように、国の方の基準では3,000万円未満であれば2級でもよいということですが、2つ理由があります。まず1つは、学校という通常の施設とまた違って、しかも耐震化とあわせて行う工事なんですけれども、より子供たちの安全性を確保するために、できれば確かな技術を持っている、そういった企業に施工をお願いしたいと。それが長井の場合は3社あるというふうに判断してたわけでございまして、そういったことがまず1点。

あともう1点目が、前回の平成13年の第2校舎のときに、同じような金額で、ほとんど金額変わっておりません、2,000万円台で。それでやはり1級というふうにしてるわけですね。1級または同等。それを今回第3校舎のときに2級でもいいよというふうにするのは、やはり私は適正ではないなというふうに判断したところです。ただ、結果として、要は前回入札に参加した2社が、前は資格がなかったというふうに思わざるを得ないんですが、これは推測で

すので断定できませんが、しかし今回は一般競争入札ということで、その部分で参加できなかったという結果論でありますので、それについては十分教訓として生かして、先ほど安部議員、蒲生議員からありましたように、今後の入札については2通り考えられるわけですが、1級とか2級とかということじゃなくて、やはり同等の金額のものは同等の資格を有する会社に受注いただくように努めていかなければならないと、そのように思っております。

○町田義昭議長 1番、竹田博一議員。

○1番 竹田博一議員 今の説明ですと、私、納得はちょっとするわけにはいかないというのは、じゃあ国の基準というのは何ですか、これ。これは何のために基準ってあるんですか。基準はこれ、3,000万円未満の場合は2級でもいいですよという基準なんですよね。1級はもちろんいいんですけど。基準というのは早く言えば法律みたいなもので、それを守らないのがさもないような、そういうふうにニュアンスとれるんですけど、基準は基準としては守るべきだというふうに思います。その点はどうですか。

○町田義昭議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 国の方の基準というのは確かに一定程度あるわけですから、それを下回るということはあってはならないと。しかしそれ以上の基準を満たすということはむしろ望ましいんじゃないかというふうに思います。そこは見解の相違ですけども、特に結果として今回はいわゆるAランクで1級を有している企業だというふうに思われてた会社が参加資格がなかったというふうに思わざるを得ないんですが、それは結果論でして、それが1級でも前回のように入っていれば何も問題ないわけですよ。結果論なんです。ですから、業者の立場に立って見るのか、あるいは我々は公共事業の発注者として国の基準以上のものを満たしているものがこの場合学校というケースに適してるだろうと、

+

そういう判断をしたわけですし、それは私もしましたし、前回の13年のときの段階でも、そのときの市長なりあるいは担当課長が同じように判断してるわけです。ですから、これ国の基準を守らなくておかしいんじゃないかというのは、私は当たらないと。それを下回るんだったらまずいですよ、これは。法律に違反していると。じゃあ業者さんの方の立場からだけを見るんじゃないかと、あくまでも発注者としての私は責任があると、そういうふうに思っておりますので、国の基準は確かに3,000万円以上の場合には必要だけでも、3,000万円未満だったら2級でもいいよというふうにはしてますけれども、でもいいよということで、1級で悪いということは一切書いてないわけです。ですから抵触してるわけじゃないと。3,000万円以上で2級の場合だったら抵触するわけですけども、2,000万円台でも1級であれば国の方から見ればなおよろしいということになるんじゃないかと、私はそのように思っております。

○町田義昭議長 よろしいですか。

ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ほかに質疑もないので質疑を終結し、討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご意見もないので討論を終結し、採決いたします。

議案第39号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○町田義昭議長 起立全員であります。よって、議案第39号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第40号 長井市市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

11番、大沼 久議員。

○11番 大沼 久議員 この種の案件につきましては、常にこのような処分が出て、のど元過ぎれば熱さ忘れるで、具体的な対応策が見えないわけでありますので、ひとつ市長にお伺いしたいんですが、今後の指定管理者制度への考え方と、これをどのような教訓にするかお伺いをいたします。

○町田義昭議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 大沼議員のご質問にお答えいたします。

このたびの本会議の最終日に議案の撤回という非常に不祥事を招いたことについては、重ねておわびを申し上げたいというふうに思います。

まず、これからの解決策といいますか、具体的な教訓として、どういうふうに対応していくかということについて、先にお話をさせていただきたいと思いますが、基本的にはやはり勤労センターの場合は所長が1人で職員が1人で事務処理をしておりましたので、そういった意味では情報がきちんと同じ商工観光課あるいは条例等あるいは指定管理者の担当の方の総務課なりとの連絡調整が十分になってなかったと。あと仕事をきちっとやってるかということの検証がなされてなかったというふうに思っております。例えば勤労センターの所長は「指定管理者を受ける側がもうそういった手続を進めております」と。「国の方と基準、いろいろ打ち合わせをして、県の指導を受けながら定款を変えるという手続をします」という繰り返し答えだったんです。ですから、それを総務課でも商工観光課でも私どもも信じてやっておったんですが、実際のところはきちんと受ける側に十分な調整を図らずに任せきりだったと。そういった内部での意思疎通をやっぱり欠いてる部分があったということで、ことしから今まで課長・主幹の会議とかあるいは庁議とか、あと課内会議ってそれぞれやっておったんですが、そういったことについての報告を義務づけること、あ

と横の部門会議、例えば産業・建設の部門会議、あるいは総務の部門会議、文教の部門会議、厚生の部門会議ということで、関係する横の部門会議をきちっとやって、それを報告等も義務づけるとか、そういったことでチェック体制を確立するようにいたしまして、今後こういったことのないように、全部の事務処理を把握できるように、まず今年度から変えたところがございます。それが1点と、あともう一つの指定管理者の考え方でございますが、このたびについては公募という形をとらずにやってしまったということの反省がございまして、なかなか厳しい条件だったものですから、しかも指定管理者として受けていただく予定の団体に電気技術者ですか、ボイラーとかそういった技術者がいるということで、ある意味では格安に指定管理者を受けてもらえるんじゃないかということから、公募をせずに話し合いを進めて、審査会の中で受ける予定だった団体が適正だという判断をしたわけでございますが、そうじゃなくてやはり公募の中である程度、指定管理料が少し割高になっても、適正な審査ができるような、そういった方向でこれからも考えなければならないと。

なお、今後文化会館なりあるいは学習プラザなり指定管理者制度を導入する予定でございますので、その際には今回の教訓を十分に生かして、適正に行ってまいりたいと思いますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○町田義昭議長 11番、大沼 久議員。

○11番 大沼 久議員 この種の、現在の政府でもそうでございますが、すべてころころとその場しのぎに変わっていく状況が今までであったと思うんですが、特に指定管理者に向けてはあれほどそれぞれの段階で議論しているわけでありまして、もう少し提案をするなりする場合には、時期を早目から既に想定して具体的な状況を固めていくと。私は行政のあり方、これか

ら指定管理者にかわるべきだというふうに各施設とも考えておりますが、その手順に誤りがあるてはならないというふうに思いますので、このことこそがやはり庁内でもプロジェクト的にやっていくようなシステムをとらないと、またぞろ同じような状況が出てくるのではないかと危惧しております。

そんなことで、こういう問題についての具体的なプロジェクトの立ち上げを考えておられるかどうか、お伺いをいたします。

○町田義昭議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

大沼議員の方からは、今回に限らずこれからも指定管理者制度を進める上でしっかりとプロジェクト等をつくって検討すべきだというご意見、貴重なご提案をいただきましてありがとうございます。

なお、今後検討いたしますが、現在指名審査委員会という形で……。

(「候補者選定委員会」の声あり)

○内谷重治市長 済みません。候補者選定委員会ということで、もう既に副市長を委員長としてつくってございまして、それらの改善あるいは充実を図るような形で検討し、なお検討し必要だといった場合は、庁内での新たなプロジェクトも検討しなければならないというふうに思っております。ありがとうございます。

○町田義昭議長 11番、大沼 久議員。

○11番 大沼 久議員 そのような決意をお伺いして半面納得するわけですが、このように事案の解決のもとに、常に報酬カットだけをすればみそぎが済むなどという考え方を持っておられるれば事は進まないわけでありまして、今後こんな提案のないような処理をひとつ心から望むものでありますので、その辺の決意を市長からお伺いいたします。

○町田義昭議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 私も報酬カットだけはしたくな

+

かったんですが、やはりつらいということでこれを反省して、二度とこういった不祥事の起きないように適正な事務処理、そして指定管理者の選定に当たりたいというふうに思います。大変ありがとうございました。

○町田義昭議長 ほかにご質疑ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ほかに質疑もないので質疑を終結し、討論を行います。ご意見ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご意見もないので討論を終結し、採決いたします。
議案第40号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。
(起立全員)

○町田義昭議長 起立全員であります。よって、議案第40号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、日程第5、議案第41号 長井市市税条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 質疑もないので質疑を終結し、討論を行います。ご意見ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご意見もないので討論を終結し、採決いたします。
議案第41号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。
(起立全員)

○町田義昭議長 起立全員であります。よって、議案第41号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、日程第6、議案第42号 長井市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 質疑もないので質疑を終結し、

討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご意見もないので討論を終結し、採決いたします。

議案第42号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。
(起立全員)

○町田義昭議長 起立全員であります。よって、議案第42号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、日程第7、議案第43号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

14番、小関勝助議員。

○14番 小関勝助議員 市民課長にお伺いしますが、今回は国保税の限度額の引き上げということで、その理由については中低所得者の軽減というような説明をいただいたんですが、今回これに引き上げしますと該当する方の人数、どのぐらいになるのか、あとできれば税額、それからもう1点は、現在国民健康保険の基金の残高、今幾らになっているのか、その2点についてお聞かせください。

○町田義昭議長 宇津木正紀市民課長。

○宇津木正紀市民課長 小関勝助議員のご質問にお答えいたします。

限度額については2種類ございまして、1種類については基礎課税額に係る課税限度額、こちらの方、税額としては47万円から50万円、3万円の改定であります。こちらは推定で43世帯。それから後期高齢者支援金等課税額に係る限度額については12万円から1万円の改定、13万円ということで、こちらは45世帯というふうなことで見込んでおるところでございます。

もう1点目でございますが、基金の状況でございますが、今回1億円を取り崩しまして、あと積み立て、利息関係の積み立てで75万4,888円を加えまして、現在の予定としてはまだ決算

を見てないわけですが、そこでの基金の残高としては2億2,545万7,671円でございます。以上でございます。

○町田義昭議長 14番、小関勝助議員。

○14番 小関勝助議員 ありがとうございます。

今回もまた取り崩しせざるを得ないという状況の中で、やはり今後この国保会計かなり厳しくなることが想定されます。そういうことで、国保の運営協議会あるわけですけれども、今回は限度額の引き上げということなんです、この辺の協議会について今どのような話し合いをされているのかされていないのか、今後協議会についてご相談される考えはあるのか。

それからもう1点は、やはり国保会計、今後の見通しなどについて、もし市民課長としての考え方ありましたら教えてください。

○町田義昭議長 宇津木正紀市民課長。

○宇津木正紀市民課長 まず第1点でございますが、運営協議会の方には現在の状況について説明をしておるところでございます。大体毎年1億円ぐらいの経常赤字ということで、単年度赤字ということで、そちらの方も説明をしているところでございます。また、今後の国保税額のことでございますが、22年度は値上げしないでも何とか基金を崩していけるのかなというふうに見込んでおるところでございますが、23年度になりますと、22年度の前期の状況を見てみないとわからないんですが、非常に厳しい状況になるかなというふうに見ております。それで、22年度の前期の状況を整理しまして、運営協議会の方にその情報を提供いたしましてご検討いただくという、内容についても運営協議会の方にはご説明しているところなんです。来年度の予算もございまして、22年の年内に何回か検討いただきまして、23年の1月か2月あたりに国保税をどうしなければならぬのか、このままでいいのかどうかということ、答申をしてい

ただきたいというふうに考えているところでございます。

○町田義昭議長 14番、小関勝助議員。

○14番 小関勝助議員 国保税というのは非常に重税感があるわけで、こういう厳しい経済の中で払いたくても払えないというような方がたくさんいらっしゃると思います。関連して税務課長にお聞きしますが、国保税は滞納がかなりあるはずなんで、その辺のわかりましたら滞納がどういう状況になっているのか、その対応をどうされるのか、その1点についてお聞かせください。

○町田義昭議長 松木英司税務課長。

○松木英司税務課長 お答えいたしたいと思えます。

精緻な資料については今議会に持参しておりませんが、現在、一般市税、国保税合わせまして、その他の税外収入も合わせて5億5,000万円近い未納になっております。国保税の未納の分でございますが、一般市税を超える数値であると。2億二、三千万円というところでございます。したがって、5月31日の出納閉鎖に向け、きょうも朝礼で、気の毒ではあったんですが、収納係に「あと半月、精いっぱい夜昼なくやってほしい」というふうをお願いをしたところでございます。とにかく31日までに向けて、精いっぱい納税いただくように訪問を繰り返したり、電話をかけたり、直接お会いするなりしまして、何とか未納額を少なくしたいということで頑張っている状況でございます。以上でございます。

○町田義昭議長 ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ほかに質疑もないので質疑を終結し、討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご意見もないので討論を終結し、採決いたします。

議案第43号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

午前11時30分 閉会

(起立全員)

○町田義昭議長 起立全員であります。よって、議案第43号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第8、議案第44号 平成22年度長井市一般会計補正予算第2号の1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

会議録署名議員

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 町田 義昭

○町田義昭議長 質疑もないので質疑を終結し、討論を行います。ご意見ございませんか。

6番 蒲生 光男

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご意見もないので討論を終結し、採決いたします。

7番 佐々木 謙二

議案第44号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

8番 安部 隆

(起立全員)

○町田義昭議長 起立全員であります。よって、議案第44号は、原案のとおり決定いたしました。

最後にお諮りいたします。

本臨時会において議決されました議案の中で、条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご異議なしと認めます。よって、整理を要するものについては、その整理を議長に一任することに決定いたしました。

閉 会

○町田義昭議長 これをもって平成22年第2回長井市議会臨時会を閉会いたします。

ご協力まことにありがとうございました。